

平成23年度退職予定者の皆様へ

## 生協継続加入(ひばり会)のご案内

茨城県庁生活協同組合

皆様には、永年にわたり県庁生活協同組合をご支援、ご利用いただき、心より感謝申し上げます。

さて、茨城県庁生活協同組合では退職予定者の皆様を対象に、「茨城県庁生活協同組合・組合員承認基準」に基づき組合員募集を行います。退職後も当生協の組合員として各種サービスをご利用いただくためには「ひばり会」への加入が必要となりますので、以下を良くお読みいただきご検討をお願いいたします。

### ひばり会とはなにか

県庁生協のサービス(チケットによるお買い物や保険契約など)のご利用に際しては必ず「組合員名・組合員番号」と「所属名」が必要になります。

「ひばり会」とは、退職された生協組合員や育児休暇や派遣、休職などで職場を離れている組合員のグループの名称として生協が便宜上使用している「所属名」です。

従いまして、会合や行事を行うような組織ではありませんし、年会費などもございません。退職された後の皆様の「所属」としてご理解ください。

### なぜ継続して組合を利用するのにあらためて加入手続きが必要なのか

生活協同組合の活動は「消費生活協同組合法」で定められていますが、その第2条に生協の種類には一定範囲の地域住民を組合員とする「地域生協」と、会社などの従業員を組合員とする「職域生協」があることが規定されています。

茨城県庁生協は「職域生協」のひとつであり、茨城県庁や茨城県が創設した関連団体(このような対象範囲のことを「職域」とよびます。)の職員を対象とした生協となっております。したがって、一義的には、組合員となれるのは現職の方のみということになります。この場合、組合員となるためには、加入の申込みをして出資金を払い込めばOKです。

ところが平成19年にこの法律が改正され、「茨城県などに勤務していた方」も組合員の対象だという規定ができました。ただし、この方々は生協が、加入申込を「承認」することで組合員となれることになっており、前述の現職の組合員とは加入に際しての取り扱いが異なっています。

このような理由で、退職される皆様には新たに加入手続きをしていただくことが必要になるわけですが、特段難しい条件はございません。

退職後も生協を利用する(ひばり会に加入する)場合のメリットはなにか、またこれまでと変わることがあるのか。

①退職後も生協を継続加入(ひばり会)していただきますと、現職時と同様に、生命保険、損害保険(自動車保険等)も団体扱いにて割安で契約でき、各指定店での組合員価格によるご購入やガソリンカードでの給油も引き続きご利用いただけます。

②利用代金支払方法が変わります。

保険料、指定店での購入、ガソリンカードでの給油などの生協利用代金は、現職時は給与からの控除でしたが、ひばり会加入後は、ご指定の口座から毎月18日(当日が金融機関の休業日にあたるときはその翌営業日)に自動引落としとなります。

詳しくは、**資料1**をご覧ください。(5ページ)

## 重要 !!

現在組合員である方は必ず以下のどちらかをご選択いただき、  
期限までに必要書類をご提出ください。

### 選択1 生協を継続される方(ひばり会加入)

「加入承認申請書」および「預金口座振替依頼書」を生協事務室(県庁舎1階)までご提出ください。

### 選択2 生協を脱退される方(脱退日は平成24年3月31日となります。)

「脱退届」に以下のものを添えて生協事務室(県庁舎1階)までご提出ください。

「出資証券」 「組合員証(カード)」 「ガソリンカード」

注意!! 再任用職員として引き続き勤務される方につきましても、生協を継続して利用される場合は、ひばり会への加入手続きをお願いいたします。給与からの控除はできませんので、ご注意ください。

どちらの場合も、書類等の提出期限は**平成24年2月24日(金)**となります。

詳しくは**資料2**をご覧ください。(11ページ)

《参考》茨城県庁生活協同組合の加入等に関する法令等

★消費生活協同組合法

第二条(組合基準)

消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

一 一定の地域又は職域による人と人との結合であること。～以下略～

第十四条(組合員の資格)

消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は、組合員となることができない。

一 地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者

二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

2 ～省略～

3 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第一項第二号に掲げる者のほか、次に掲げる者であつてその組合の施設を利用することを適当とするものを組合員とすることができる。

一 その付近に住所を有する者

二 当該職域内に勤務していた者

4 ～省略～

★茨城県庁生活協同組合定款

第4条(区域)

この組合の区域は、茨城県職員が勤務し、又は茨城県が設置している機関及び茨城県の事務又は事業と密接な関係を有する公共団体の職域とする。

第6条(組合員の資格)

この組合の区域内に勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

第7条(加入の申込み)

前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

#### 第8条（加入承認の申請）

第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

#### ★茨城県庁生活協同組合・組合員承認基準

##### 第2条(加入申請者の範囲及び基準)

この組合に加入承認の申請ができる者は、以下の項目をすべて満たす者とする。

(1)組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者

(2)年金受給口座又は指定した銀行口座から利用料金の自動振替払いができる者

(3)前項に規定する費用を負担することができる者

資料1 「生協継続加入」と「生協脱退」の比較

項目	現職組合員	生協継続加入 退職後(ひばり会)	生協脱退 *利用代金の清算については、資料3をご覧ください。
組合員番号	茨城県職員 職員番号と同じ番号を使用	現在の番号のままです。	
出資金 出資配当金	1口1,000円 最大20口 配当金の取扱 以下のどちらかを選択 ①配当預り金として、生協でお預りし残高が1,000円に達したときには、出資金に振り替えます。 ②指定口座に配当金を振り込みます。	そのまま継続します。 配当預り金や増資に関する取扱も現職組合員と同様です。	出資金及び配当預り金をお返しします。 出資金等の返還には「脱退届」の提出が必要となりますので、必ず脱退手続きをお願いいたします。 出資金等については、手続がなされない場合、組合員資格喪失後2年間で時効により返還できなくなりますのでご注意ください。
利用代金	毎月の給与から法定外控除 利用明細書を職場へ送付。	任意で指定された口座から自動振替となります 注)口座振替払いの手数料は組合員負担となります。 取扱金融機関と手数料 ①常陽銀行(50円) ②中央労働金庫(50円) ③筑波銀行(50円) ④三菱UFJ信託銀行(50円) ⑤東日本銀行(100円) ⑥水戸信用金庫(50円) ⑦茨城県信用組合(50円) ⑧ゆうちょ銀行(25円) ゆうちょ銀行の場合は専用用紙での申請が必要となります。(17ページ記入例参照) 注1)農協など、上記以外の金融機関はお取扱いきません 注2)利用明細書の発行はいたしません。生協 HP から個人IDとパスワードの入力で確認できます。	請求がご利用月の翌月以降になるものについては「振込依頼書」を発行し、清算をしていただきます。詳細は資料3 残金清算早見表をご参照願います。(12ページ) 清算が必要なもの ・生協指定店利用代金 ・県庁売店・食堂の生協カード利用代金 ・ガンリンカード利用代金 ・配達購入による図書代金 など なお、ご希望があれば、上記未払金を、出資金及び出資配当預り金の返還金と相殺いたします。

項目	現職組合員	生協継続加入 退職後(ひばり会)	生協脱退 *利用代金の清算については、 <a href="#">資料3</a> をご覧ください。
<p>保険1</p> <p>総合福祉制度 (遺族生活年金プラン等)</p> <p>保険会社 明治安田生命</p>	<p>○契約 原則として毎年1回募集期間を定めて募集制度説明員が職場訪問</p> <p>○保険料の支払 給与からの法定外控除</p>	<p>○契約 新規契約はできません。更新のみ可能ですが、年齢制限があります。</p> <p>引受保険会社より契約の更新時期にパンフレット及び契約申込書をご自宅に郵送します。</p> <p>○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。</p> <p>詳細</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この保険は1年ごとの更新となります。 現在ご加入の保障内容にて70歳まで継続が可能です。(医療保障プラン・手術、7大疾病、介護加算プランは69歳まで可能) 保険期間は1月1日～12月31日の1年間です。毎年8月に更新のパンフレットがご自宅に届きますので、その都度、翌年も更新するか、解約するかをご判断ください。 尚、新しい保障を追加するなどの新規契約はできません。(契約内容の変更は可能ですが、保障内容を下げる場合に限りです。) また、1度解約すると、再加入はできなくなりますのでご了承ください。</p> </div>	<p>○契約 茨城県庁生協組合員専用に関開発した保険商品ですので、契約の更新はできません。(解約) ただし、ご希望があれば現在の契約期間満了時までには継続できます。</p> <p>○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。</p> <p>《保険期間満了まで契約を継続する場合》 平成24年12月(保険期間平成24年12月31日)までの保険料9ヶ月分を脱退手続き時に前納していただきます。振込依頼書を発行いたします。 <u>※満期まで継続希望の方は、平成24年3月2日(金)までに生協へご連絡ください。継続の連絡がない場合には、解約扱いとなりますのでご了承ください。</u></p> <p>《退職される時に解約する場合》 保険料は発生いたしません。 (保険期間平成24年3月31日)</p>

項目	現 職 組 合 員	生 協 継 続 加 入 退職後(ひばり会)	生 協 脱 退 *利用代金の清算については、 <a href="#">資料3</a> をご覧ください。
保険2 団体傷害保険 団体傷害疾病 保険  保険会社 幹事会社 三井住友海上 損害保険ジャパン	<p>○契約 原則として毎年1回募集期間を定めて募集 制度説明員が職場訪問</p> <p>○保険料の支払 給与からの法定外控除</p>	<p>○契約 新規契約、更新ともに可能です。 保険代理店より契約の更新時期にパンフレット及 び契約申込書をご自宅に郵送します。</p> <p>○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。</p> <p>詳細</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この保険は、1年ごとの更新となります。            団体傷害保険は75歳まで継続可能です。            団体傷害疾病保険は69歳まで継続可能です。            保険期間は、6月28日～翌年の6月28日の            1年間です。            毎年5月上旬にご自宅にパンフレットが届き            ますので、新規・更新(契約の変更も可能)・            解約かをお決めください。            この保険は1度解約しても再加入することが            できます。</p> </div>	<p>○契約 茨城県庁生協組合員専用開発した保険商品で すので、契約の更新はできません。 ただし、ご希望があれば現在の契約期間満了時ま では継続できます。</p> <p>○保険料の支払 差し引きが1ヶ月遅れとなっています。 《保険期間満了まで契約を継続する場合》 平成24年4月から7月(保険期間平成24年6月28 日 PM4時)までの保険料を脱退手続き時に前納し ていただきます。 ※満期まで継続希望の方は、平成24年3月2日 (金)までに生協へご連絡ください。継続の連絡が ない場合には、解約扱いとなりますのでご了承ください。</p> <p>《退職される時に解約する場合》 平成24年4月(保険期間平成24年3月28日 PM4 時)の保険料を脱退手続き時に納入していただき ます。</p>

項目	現職組合員	生協継続加入 退職後(ひばり会)	生協脱退 *利用代金の清算については、資料3をご覧ください。
保険3 一般生命保険 aflac(アフラック) (がん・医療保 険等) 新いりょう保険 介護費用保険	○契約等 個人契約の団体扱い(集団扱い)  ○保険料の支払 給与からの法定外控除 個人で払い込みをする場合に比べて、保険料が 割安になっております。	○契約等 そのまま継続できます。  ○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>一般生命保険の保険料は、生協からの控除のため団体扱いとなり、個人契約と比べて保険料が安くなっております。 尚、契約の変更や保障内容の確認など、保険料控除以外につきましては、直接保険会社にお問い合わせください。</p> </div>	○契約等 生協の団体扱い(集団扱い)ではなくなりますので、生協脱退後の契約(解約するか個人契約に切り替えるか)は、直接、保険会社へ連絡をして手続きをしてください。尚、個人契約にした場合は、保険料が上がります。  ○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。  *脱退届を提出いただいた組合員の情報は、生協からも保険会社に連絡いたしますが、個人契約に変更した場合、保険会社によっては4月分の保険料納入手続の変更の間に合わない場合がありますので、お早めにお手続きをお願いします。
保険4 自動車任意保険  保険会社 三井住友海上 東京海上日動 損害保険ジャパ ン	○契約等 個人契約の団体扱い(集団扱い) 個人契約に比べて、保険料が割安になっていま す。  ○保険料の支払 給与からの法定外控除	○契約等 そのまま継続できます。  ○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。	○契約等 団体扱い(集団扱い)から個人契約に切り替わりま す。その分保険料が上がります。 現契約が満期になるまでは団体扱いとなります。  ○保険料の支払 4月からの保険料は、代理店から請求いたします。

項目	現職組合員	生協継続加入 退職後(ひばり会)	生協脱退 *利用代金の清算については、 <a href="#">資料3</a> をご覧ください。
保険5 自治労共済 (職員組合)	<p>○契約等 職員組合で毎年1回募集期間を決めて募集</p> <p>○保険料の支払 給与からの法定外控除(生協扱)</p>	<p>○契約等 職員組合へ連絡してください。 65歳まで継続が可能です。</p> <p>○保険料の支払 ご指定の口座から自動振替となります。(生協扱)</p> <p><u>この保険は職員組合が取り扱う保険ですが、保険料の控除は生協からとなります。</u></p>	<p>○契約等 職員組合へ連絡してください。</p>
保険6 簡易保険	<p>○契約等 個人契約の団体扱い(集団扱い) 個人契約に比べて、保険料が割安になっています。</p> <p>○保険料の支払 給与からの法定外控除</p>	<p>○契約等 団体扱い(集団扱い)から<u>個人契約</u>に切り替わります。 ※<u>生協を継続加入しても、脱退をしても同じ扱いとなります。</u></p> <p>○保険料の支払 保険料納入は、3月給与控除までとなります。 お手数をおかけしますが、4月以降の保険料支払方法については、最寄りの郵便局にて ご自身で支払い変更の手続をお願いします</p>	
保険7 公務員賠償責任保険 保険会社 あいおいニッセイ 同和	<p>○契約 原則として毎年1回募集期間を定めて募集</p> <p>○保険料の支払 給与からの法定外控除(年間保険料を一括して控除)</p>	<p>○契約等 4月1日で保険期間終了となります。 2月中旬に、職場へパンフレット、申込書を送付しますので、<u>必ず解約の手続き</u>をお願いします。 退職後も5年間は安心です。(損害賠償請求期間延長特約付)</p> <p>再任用者で、再任用期間まで保険を継続されたい場合は、生協継続加入(ひばり会)すれば継続が可能です。</p>	

項目	現職組合員	生協継続加入 退職後(ひばり会)	生協脱退 *利用代金の清算については、資料3をご覧ください。								
生協ホームページ (組合員専用サイト)	<p>当生協のホームページより、組合員の皆様だけに便利でお得なサービスの提供を行っております。利用する際は、<u>個人ごとに発行されたIDとパスワードが必要</u>となります。</p> <p>詳しくは、別添資料(「組合員専用サイトログイン画面について」)をご覧ください。</p> <p>主なサービス</p> <p>①ご利用明細照会 <u>過去1年間の利用明細を確認することができます。</u></p> <p>②ネット書店 書籍・DVDなど、定価の3%引きで購入できます。(送料無料)</p> <p>③IKS モール 各種ネットショッピングのご利用が可能です。(ギフトショップ・ホテル宿泊予約等)</p>										
生協指定店	<p>従来どおり、ご利用できます。</p> <p>所属名は「ひばり会」となります。お店からサインを求められた場合には、下記のようにご記入ください。</p> <div data-bbox="405 724 1193 1086" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">123456</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">県庁生協 利用票</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">セイキョウ タロウ</td> <td style="text-align: center;">所属 ひばり会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">ご署名 生協 太郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">購入券券</td> <td style="text-align: center;">別紙型</td> </tr> </table> </div>		123456	県庁生協 利用票	セイキョウ タロウ	所属 ひばり会	19 年 月 日	ご署名 生協 太郎	購入券券	別紙型	
123456	県庁生協 利用票										
セイキョウ タロウ	所属 ひばり会										
19 年 月 日	ご署名 生協 太郎										
購入券券	別紙型										
情報紙	隔月刊で「せいきょう」を発行しております。	<p>ひばり会員向けに「せいきょう特別号」を刊行しております。年3回発行。</p> <p>「記事内容」 総代会の報告、ひばり会員向けふれあい事業の募集 指定店の紹介など</p> <p>「同封物」 団体生命保険の支払証明書(年末調整、確定申告用) お買い得品の紹介チラシなど</p>									

**資料2 「生協継続加入(ひばり会)」または「生協脱退」手続 (必ずどちらかを選択して手続をお願いします)**

	生協組合員を継続(ひばり会加入)する方の手続方法	退職に伴い、生協を脱退する方の手続方法
加入または脱退の手続き	<p>(1)提出していただく書類</p> <p>①加入承認申請書(別紙参照)</p> <p>②預金口座振替依頼書(別紙参照)</p> <p>※ゆうちょ銀行を指定される場合は別様式となります。用紙のご依頼は生協事務室までお願いします。(17ページ記入例参照)</p>	<p>(1)提出していただく書類</p> <p>①脱退届(別紙参照)</p> <p>②出資証券</p> <p>③組合員証(カード)・ガソリンカード(利用者のみ)の返還</p> <p>★ 出資証券、組合員証(カード)、ガソリンカードを紛失された方は、紛失届のご提出が必要となります。</p> <p>必要な方は、生協事務局までお問い合わせください。</p>
提出期限	<p>加入申込締切日</p> <p><b>平成24年2月24日(金)</b></p> <p>注)締切日を過ぎてしまいますと、一度生協を脱退(清算)してからの新規での加入となります。その場合、脱退届のご提出や出資証券の返還、生協カードの返還などの脱退手続が必要となります。</p> <p>また、生協利用代金の一括清算や、保険契約も解約しなければなりませんので、ご注意ください。</p>	<p>脱退申込締切日</p> <p><b>平成24年2月24日(金)</b></p> <p>※脱退日は平成24年3月31日となります。</p>
代金支払のための指定口座について	<p>任意指定口座からの自動振替となります。</p> <p>毎月18日(ただし、当日が金融機関の休業日にあたるときはその翌営業日)に口座振替いたします。</p> <p>※口座及び住所等の変更があった場合は、生協事務室まで連絡をお願いします。なお、連絡がない場合は、除名することもあります。</p>	
資格喪失の場合	<p>死亡・任意脱退・除名などにより、組合員資格を喪失した方は、速やかに「組合員証・出資証券・ガソリンカード」を生協事務室に返還願います。死亡の場合は、ご親族からの連絡をお願いいたします。</p>	

## 資料 3

## 3月31日までの残金清算早見表

項目 / 差引月	3月法定外差引	4月法定外差引	5月法定外差引	6月法定外差引	7月法定外差引	取扱先
指定店 一回払い 月賦払い	1/1～1/31購入分 (指定店によって多少異なります)	利用票(A組会員控え)にて清算いたします。 (水戸京成百貨店については専用伝票となります。)				生 協
ガソリン JX日鉱日石エネルギー 出光ファインオイル東日本 上記の全国共通カード	1/1～1/31給油分	2/1～2/29給油分 (振込依頼書送付)	3/1～3/31給油分 (振込依頼書送付)			
生協各売店・レストラン 個人掛利用分	1/1～1/31利用分	2/1～2/29利用分 (振込依頼書送付)	3/1～3/31利用分 (振込依頼書送付)			
図書 川又書店配達購入分	1/1～1/31購入分	2/1～2/29購入分 (振込依頼書送付)	3/1～3/31購入分 (振込依頼書送付)			
一般生命保険 がん保険(アメリカンファミリー)	3/1～3/31分の保険料	3月給与控除で終了。4月からは、各自が直接保険会社へお支払い願います。 証券番号をご確認の上、各保険会社へ支払変更のお手続きを願います。				
簡易保険	3/1～3/31分の保険料	3月給与控除で終了。4月からは、各自が直接郵便局へお支払い願います。 証券番号をご確認の上、郵便局へ支払変更のお手続きを願います。				郵便局
自治労共済(職員組合)	4/1～4/30分の保険料	3月給与控除で終了。保障期間は4月末日まで。(継続希望の方は、ひばり会へご加入ください。)				職員組合
県庁生協総合福祉制度 (遺族生活年金プラン等)	3/1～3/31分の保険料	満期(同年12月31日)まで前納ができます。 満期まで継続する場合は生協へ申し出願います。(9ヶ月分をお支払いください)				生 協
団体積立制度	4/1～4/30分の保険料	3月給与控除分は、4月分の保険料となるため、後日、ご本人の口座へ返金します。				生 協
新・いりよう保険	3/1～3/31分の保険料	3月給与控除で終了。4月からは、各自が直接保険会社へお支払い願います。				保険会社
介護費用保険	1/1～1/31分の保険料	証券番号をご確認の上、各保険会社へ支払変更のお手続きを願います。				
団体傷害保険(家族・普通傷害・ ファミリー交通傷害・交通事故傷害)・ 団体傷害疾病保険(三井住友海上)	1/28～2/28分の保険料	差し引きが1ヶ月遅れとなっておりますので、3/28付け解約の場合は1ヶ月分お支払いください。 満期(同年6月28日)まで継続する場合は、生協へ申し出願います。(4ヶ月分をお支払いください。)				生 協
自動車任意保険 (三井住友海上火災・損害保険ジャパン)	1月分の保険料	3月給与控除で終了。以降は、代理店よりご請求となります。				保険会社
(東京海上日動火災)	12月分の保険料					

## 資料 4

## 各種保険の取扱いについて

保険会社名	保険の種類	継続する場合	継続しない場合	連絡先	電話	担当者	連絡内容	保険期間	備考
自治労共済	団体生命共済・火災共済	職員組合に連絡する		茨城県職員組合	029-301-6133	鈴木	職員番号	10月1日～翌年9月30日	手続きは2月末日まで。継続する場合は65歳まで延長可能です
	長期共済	満了時に積立金に基づき移行手続きを行います		茨城県職員組合	029-301-6133	鈴木	職員番号	満了時まで積立	
三井住友海上 損保保険ジャパン	団体傷害保険	※生協ひばりに加入されますと、退職後も従来と同じ様に継続加入出来ます。但し、保険料は任意の口座から自動引落しとなります。	生協へ申し出る	茨城県庁生協	029-301-6154	岩間	職員番号	6月28日16時～翌年6月28日16時まで	継続しない場合でも6月満期日まで延長可能です
	団体ゴルファー保険		退職後11月1日16時まで有効	茨城県庁生協	029-301-6154	岩間	職員番号	11月1日16時～翌年11月1日16時まで	
	三井介護費用保険		生協又は保険会社へ申し出る	茨城県庁生協 三井住友海上	029-301-6154 029-224-1717	理崎 小池	職員番号 証券番号	加入・解約随時	解約時解約返戻金あり
	損害介護費用保険		生協又は保険会社へ申し出る	茨城県庁生協 損害保険ジャパン	029-301-6154 029-231-8043	理崎 湯ノ口	職員番号 証券番号	加入・解約随時	解約時解約返戻金あり
明治安田生命	<総合福祉制度> ◇遺族生活年金プラン ◇傷害プラン ◇医療保障プラン+手術・7大疾病+介護加算プラン ◇退職後継続保障プラン ◇3大疾病保障プラン ◇退職後継続保障プラン	※生協ひばりに加入されますと、退職後も従来と同じ様に継続加入出来ます。但し、保険料は任意の口座から自動引落しとなります。		茨城県庁生協	029-301-6154	檜山	職員番号	1月1日～12月31日	継続しない場合でも満期日(同年12月)まで延長可能
アメリカンファミリー	がん保険 医療保険	生協又は保険会社へ申し出る		アメリカンファミリー水戸支社 茨城県庁生協	029-227-6505 029-301-6154		証券番号 生協団体コード	加入・解約随時 012581-4	契約内容により、解約時解約返戻金あり
アイエヌジー保険	新・いりょう保険	生協又は保険会社へ申し出る		アイエヌジー生命 茨城県庁生協	0120-521-513 029-301-6154		職員番号 証券番号	加入・解約随時	解約時解約返戻金あり
三井住友海上	自動車任意保険	生協へ申し出る		茨城県庁生協内 サンライフGP代理店	029-301-1118	野村	職員番号 証券番号	加入・解約随時	現在加入者は、満期日まで延長可能
東京海上日動		生協へ申し出る		水戸支社	029-233-9206	新田			
損保保険ジャパン		生協へ申し出る		茨城支店 水戸総合支社	029-231-8043	湯ノ口			
上記以外の一般生命保険	生命保険	生協又は保険会社へ申し出る		茨城県庁生協	029-301-6154	三塚	職員番号 証券番号	加入・解約随時	
日本生命	団体积立制度	3月給与控除までで終了となります。(3月控除分は、4月の保険料となる為、後日、ご本人の口座へ返金いたします。)		茨城県庁生協	029-301-6154	三塚	職員番号	満了時まで積立	掛金払込期間満了後給付内容を選択
郵便貯金・簡易生命 保険管理機構	簡易保険	3月給与控除までで終了となります。 4月以降は個人扱いとなります。		茨城県庁生協 水戸中央郵便局 保険課	029-301-6154 029-221-3396	三塚 平根	証券番号 団体番号	06993050043	
あいおい ニッセイ同和	公務員賠償	再任用期間は継続できます (自動継続)	保険募集期間内に、解約申込書を必ずご提出ください。 (2月中旬～3月上旬)	茨城県庁生協	029-301-6154	岩間	職員番号	4月1日16時～ 翌年 4月1日16時まで	退職後5年間 損害賠償請求期間 延長特約付

# 記入例

## 生協を継続する方(加入承認申請書(ひばり会))

加入承認申請書(ひばり会)

(受付印)

**加入申込日=記入日**

茨城県庁生活協同組合理事長 殿

**【記入例】**

加入申込日	00年 00月 00日	職員(組合員)番号	00000000
住所番号	00000	フリガナ	セイキョウ タロウ
氏名	生協 太郎 (印)		
住所	〒000-0000 00000000 (認印可)		
電話番号	000(000)0000		
生年月日	昭和00年00月00日生(00才)		
出資口数	00口		
出資金額	000円		

※私は、上記の出資を引受け、新規加入(継続加入)を申し込みます。(継続加入の場合は、現在の出資金を移行します。)

なお、生協利用時の支払は、上記の預金口座からの支払とし、請求明細書の送付を要求しないことを承諾します。

また、出資配当金は、出資配当預り金として貸付し、1口1,000円を単位に出資金として増資にあて、積み立てから生ずる利子については、生活協同組合運営資金とします。

太枠内を記入してください。  
裏面に個人情報(個人情報)の使用目的について記載しておりますのでお読みください。

新規で発行をご希望される方はご記入ください。
キャッシングカード新規申込の場合は○で記入してください
1 新日本石油 ・ 2 ジャパンエナジー ・ 3 出光

**預金口座振替依頼書で指定された口座をご記入ください。**

【任意で指定される口座名】

金融機関	00銀行	00本店
銀行・支店コード	000000	△△△
預金種目	00普通	2 当座 3 なし
口座番号(右記)	000000000000	
口座名義人(カタカナで記入)	セイキョウ タロウ	

人力	承認	捺印	処理	封票

**現在の出資金を移行しますので、無記入で結構です。 継続加入に○をお願いします。**

## 生協を脱退する方(脱退届)

脱退届

(受付印)

**脱退日 24年3月31日**

茨城県庁生活協同組合理事長 殿

このたび定款の規定により貴組合を脱退いたします。

※脱退理由を○で記入してください。

第10条(自由脱退) 第11条(資格喪失) (死亡)

0ヶク

脱退日	00年 00月 00日	職員(組合員)番号	00000000
所属コード	00000	フリガナ	セイキョウ タロウ
氏名	生協 太郎 (印)		
出資口数	000口		
出資金額	000円		

※ 太枠内を記入してください。

**無記入で結構です。**

**【生協使用規】**

出資証券	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 紛失届	出資金	_____円
組合員証	<input type="checkbox"/> JCN <input type="checkbox"/> 貸付なし <input type="checkbox"/> 紛失届	配当金	_____円
貸付券	<input type="checkbox"/> JOMO <input type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 他	借入金	_____円
法定外請求	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	返金額	_____円
保険	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 現金	

出資金を返還いたしますので**指定口座をご記入ください。**

上記の内容(個人情報)については、出資金返還等に使用します。

中央労働金庫	00本店
00銀行	00支店
銀行・支店コード	△△△△□□□
口座番号	000000000000
フリガナ	セイキョウ タロウ
名義人	生協 太郎
住所	〒000-0000 00000000
電話番号	AAA(000)0000

人力	承認	捺印	処理	封票

# 預金口座振替依頼書

組合員→県庁生協→金融機関

平成 年 月 日

〇〇銀行 御中

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

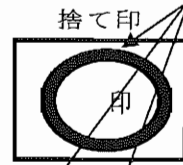
収納企業名	茨城県庁生活協同組合	振替日	収納企業の指定する日（休業日の場合は翌営業日）
-------	------------	-----	-------------------------

### —預金口座振替規定—

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したのものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責による場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

**(金融機関へのお届け印) 3カ所**

預金口座	〇〇銀行 本店 金庫 〇〇 支店 組合 出張所														
	銀行コード			支店コード			預金種目		口座番号						
	0	1	2	3	1	2	3	1.普通 2.当座	0	1	2	3	4	5	6
	フリガナ			セイキョウ タロウ											
口座名義人		生協太郎										お届け印	印		
住所	〒310-8555														
	水戸市笠原町978-6 TEL (029-123-4567)														
契約者番号 (組合員番号)			1	2	3	4	5	6	料金等の種類		売掛金				



金融機関使用欄	
不備返却事由 1.預金取引なし 2.印鑑相違 3.記載事項等相違 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義) 4.その他	検印  印鑑照合  受付印

—金融機関送付—

# 預金口座振替申込書

茨城県庁生活協同組合 御中

私は、購入金(売掛金)等を預金口座振替により支払うことといたく、下記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は下記の金融機関に送付してください。

フリガナ															
セイキョウ タロウ															
氏名		生協太郎										お届け印	印		
契約者番号 (組合員番号)			1	2	3	4	5	6							

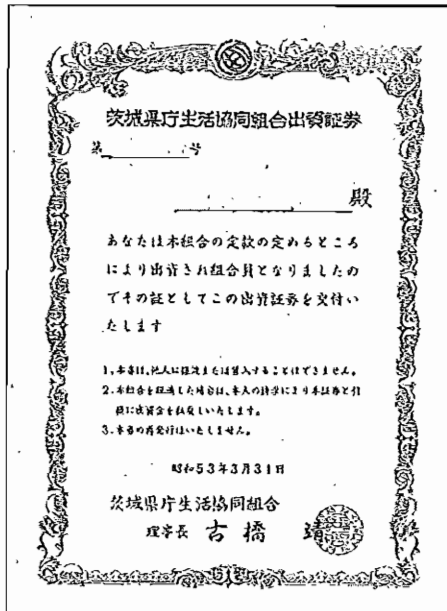
金融機関使用欄	
---------	--

—県庁生協保管—

生協を脱退する方は、脱退届のご提出が必要となりますが、  
 「出資証券」と「生協組合員証(カード)」もご返却くださいますようお願いいたします。  
 (下記をご参照ください。)

## 「見本」

旧出資証券



現在の出資証券



組合員証(カード)



※ 万が一、出資証券、生協組合員証(カード)を紛失してしまった場合は、  
 それぞれの「紛失届」が必要となりますので、生協事務局までご連絡ください。

〒310-8555  
 水戸市笠原町978-6  
 茨城県庁生活協同組合 管理課  
 TEL 029-301-6150 庁内内線 6150





## 組合員専用サイトログイン画面について



※ この画面でIDとパスワードを入力することにより、**組合員専用**利用明細などの確認ができます。

組合員専用サイトです。  
組合員以外の方は、ご利用になれません。

初回の仮パスワードによるご利用の場合は、ログイン後パスワード変更画面に移ります。

仮パスワードの変更および組合員情報の入力をお願いいたします。

次回ご利用からは、新パスワードをご使用ください。

<ID・仮パスワードは、送付はがきをご覧ください>

ID  
① | 123456

パスワード  
② | ●●●●●●●●

※仮パスワードを変更済みの方は、新パスワードを入力してください。

ログイン

[ID・パスワードを忘れた方はこちらへ](#)

組合員専用サイトですので、ご利用の場合は、毎回IDとパスワードの入力が必要です。

- ① ID 職員番号(組合員番号)を入力してください。
- ② パスワード 初めて利用される組合員の方は、仮パスワード(生協で発行済)の入力が必要です。その後に、任意の新パスワードをお決めいただきます。

※ IDと仮パスワードは、組合員の方全員に発行済です。  
平成21年2月25日発行の文書(県庁生協発第160号)にて、各協力委員宛ご案内しました。その際に、各職場へ組合員個人宛のハガキを送付しましたので、ご確認ください。

**仮パスワードの再発行を希望される方は、下記の申込書を生協事務局までご提出ください。**

切り取り

茨城県庁生活協同組合ホームページ(組合員専用サイト) 仮パスワード再発行申込書

茨城県庁生活協同組合 御中

申込日

年 月 日

所属名	
-----	--

職員番号	
------	--

氏名		印
----	--	---

(認印可)